

令和4年度

第2回いわき市地域自立支援協議会

資料

いわき市保健福祉部

障がい福祉課

目次

令和4年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿	1頁
令和4年度いわき市地域自立支援協議会の体系について	2頁

1 報告事項

(1) 令和4年度専門部会中間報告について

・ 運営会議	3頁
・ 地域生活支援部会	4-5頁
・ 就労支援部会	6-7頁
・ 児童・療育支援部会	8-10頁
・ 当事者部会準備会	11-12頁
・ 地域会議（北部、南部）	13-16頁

(2) いわき市障がい者計画事業実施状況について

・ 第5次いわき市障がい者計画（前期）の実施状況	17-19頁
・ 第6期いわき市障がい者福祉計画の成果目標に係る実績等	20-25頁
・ 第1期いわき市障がい児福祉計画の成果目標に係る実績等	26-27頁

(3) 障害者差別解消法に係る対応状況について

・ 令和3年度障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果	28-29頁
・ 盲導犬受入れ拒否事例について	30-31頁
・ 個別事例報告について	32-33頁

2 協議事項

(1) 当事者部会の設置について	34-35頁
------------------	--------

別冊1. 第5次いわき市障がい者計画事業実施状況

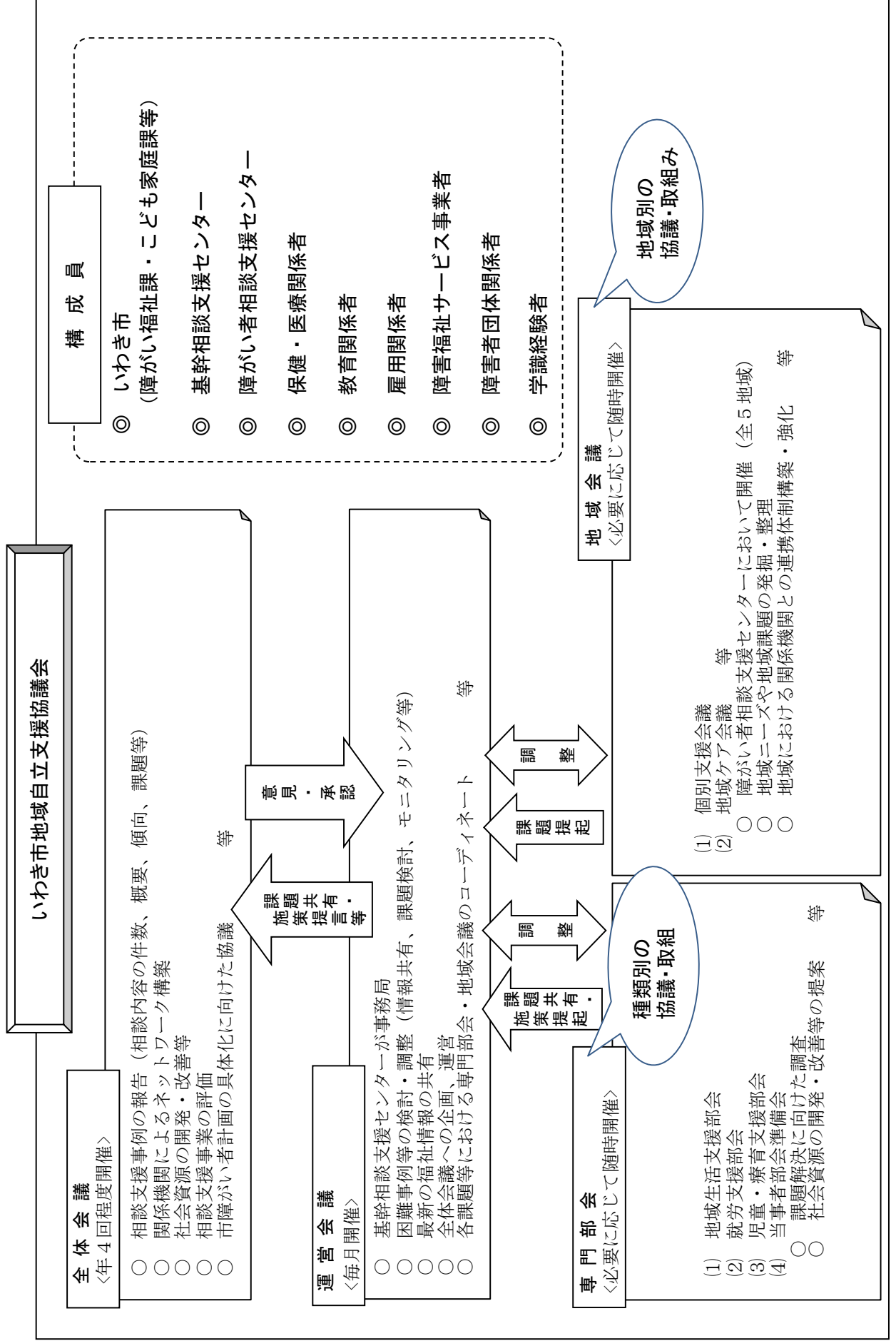
別冊2. 第6期いわき市障がい者福祉計画の実施状況

第2期いわき市障がい児福祉計画の実施状況

令和4年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

区分	人数	所属団体職名	氏名	役職
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 准教授	みよし けい 三好 圭	副会長
		独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科)	よしざわ かずお 吉沢 和朗	
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	
障がい者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ さゆり 渡辺 さゆり	
		いわき市身体障害者福祉協会 会長	ふるだて のぶし 古館 信義	
		いわき聴力障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	
		いわき市腎臓病患者友の会	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	
障がい者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	
		社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士	かじ なおこ 鍛冶 奈保子	
		社会福祉法人育成会 理事	ふるかわ たかし 古川 敬	会長
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようぞ 谷平 耀宗	
		社会福祉法人希望の杜福祉会	すずき テルコ 鈴木 テルコ	
障がい者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	かんの みえこ 菅野 美恵子	
		福島県立平支援学校 校長	やぎぬま さとし 柳沼 哲	
		いわき公共職業安定所 所長	おくぬき ひでのり 奥貴 秀則	
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	さとう かおり 佐藤 香	
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主査	おの まゆみ 小野 真弓	
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげ 渡辺 成子	
合計	20名			

令和4年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



令和4年度専門部会等活動状況（令和4年10月1日現在）

部会等名	運営会議	
部会等の目的		中間評価
<p>障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の調整機能を果たす。</p>		<p>上半期で4月、7月、8月、9月の4回開催。各専門部会の進捗及び、地域会議の開催状況を確認し、地域から出された課題について協議・検討の調整機能を果たした。</p>
令和4年度の協議課題等		進捗状況
<p>① 地域課題の整理 ② 課題を検討する場の設定 ③ 全体会への課題提起・報告・提言</p>		<p>①～② 共通 市内での障がい者虐待対応（マニュアルの活用）に関する課題、地域生活者支援に関する課題（地域の障害福祉サービスで支え切れない現状）を把握し、運営会議内で協議を実施。必要な対応に向け調整を行った。</p> <p>③ 地域生活者に関する緊急対応が必要な際に、市内のサービス提供事業所で対応できない現状について、全体会への課題提起の検討を行った。</p>

令和4年度専門部会等中間報告（令和4年10月1日現在）

部会等名	地域生活支援部会	
部会等の目的	中間評価	
<p>障がい者等が望む暮らしが当たり前前にできる地域づくりを進める。</p>	<p>部会は予定通りに開催し、下記「令和4年度の協議課題等」のとおり、今年度の具体的な活動内容を決定したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、活動に遅れが生じているものがある。</p> <p>感染症の状況に注視し、対応可能なものから順次取り組んでいく。</p>	
令和4年度の協議課題等	進捗状況	
<p>(1) 緊急時の空室確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に短期入所が必要となる事態に備え、常時、短期入所事業所において空室および人員を確保しておくことができないか検討するもの。 <p>(2) 法人の垣根を超えた人材確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催について <p>(3) 計画相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ研修の開催 <p>(4) 介護保険事業者に対する障がい分野への参入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ交流会等へ参加し、障がい分野に関する情報発信等を行うことにより、参入イメージを持ってもらう。個別相談にも対応し、キャラバン隊として介護事業所への働きかけを実施していく。 <p>(5) 他分野と連携し、人材確保・育成に向けた支援を行う</p>	<p>短期入所事業所のみならず、市内精神科の空床活用ができないか市内6精神科病院への意見聴取を検討し、3病院に対し、事業概要の説明を行った。</p> <p>各病院より、精神科病院の現状について話を伺い、空室確保について、病院としての意見を確認した。</p> <p>また、計画相談支援事業所に対し、緊急時の対応についてアンケート調査を実施。内容精査のうえ、今後、短入所施設等からの意見集約方法を部会にて検討し、引き続き、空室確保の取組みについて検討していく。</p> <p>9月15日にセミナー開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催時期が延期となった。11月7日に開催予定としている。</p> <p>研修開催日程等について調整中。</p> <p>10月6日にケアマネ協会主催の研修会にて「障がい福祉のあれこれいろいろ」といった題目で、障がい福祉分野の取組み等の説明を行った。</p> <p>また、8月下旬には聖徳荘にて共生型デイサービスについて説明会開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響にて延期となり、開催予定が10月26日となっている。</p> <p>引き続き、介護保険事業者に対する働きかけを部会として行っていくこととしている。</p> <p>他部門の人材確保や育成に係る取組みを集約し、事業所や施設等への周知を行っていく。現在、取組みについて部会にて確認中。</p>	

進行管理シート(地域生活支援部会)

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	部会開催	○		○		○		○						○		
2	緊急時の空室確保	調査内容等を部会にて検討				市内6病院訪問(感染症の状況を確認しながら実施)										↑
3	セミナー等の開催					3病院訪問										
4	計画相談体制強化に向けた取り組み	部会にて検討		部会にて検討		部会にて検討	テーマ検討	開催					開催			
5	介護保険事業者に対する参入促進	随時														
6	他分野との連携した人材確保・育成	部会にて検討		部会にて検討		部会にて検討	部会にて検討	部会にて検討								

令和4年度専門部会等活動状況（令和4年10月1日現在）

部会等名	就労支援部会	
	部会等の目的	中間評価
	障がい者が自立した生活を送るための障がい者の賃金・工賃の向上及び一般就労の推進を図る。	おおむね予定通り開催できている。
	令和4年度の協議課題等	進捗状況
	<p>(1) 障がい者の雇用拡大就労事業所から一般就労の促進 (構成員：就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、ハローワークいわき、基幹相談支援センター、障がい福祉課)</p> <p>(2) 就労系事業所の賃金・工賃向上 (構成員：就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、基幹相談支援センター、障がい福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労移行者を増やすことを目指し、就労系サービス利用から一般就労に至るまでの、標準的な支援方法や活用できる制度等をまとめるほか、一般就労に至った事例をいくつか集約し、就労移行、就労A型、就労B型事業所等に活用してもらえるようにする。 ・次回部会を目途に、おおまかな素案を作成予定。 ・賃金工賃の向上のため、各事業所の仕事内容や商品、支援内容等について情報交換を行い、コラボレーションの促進や、新たな業務・商品・販路等に関するヒントを得ることを目指す。 ⇒事業所連絡会で情報交換等を行う。9月29日に1回目開催済み。 ・工賃の高い事業所等から話を聞く勉強会等を行うことはどうか。 ⇒具体的内容は今後検討。 ・各種イベントでの出店情報などを確認する。 ⇒庁内関係部署から情報収集する予定。

就労支援部会

進行管理シート

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	部会開催『一般就労移行促進グループ』	○			○			○				○		
2	部会開催『賃金・工賃向上グループ』	○			○			○				○		
3	一般就労までの支援制度や事例をまとめる (A型・B型・就労移行事業所等での活用を想定)													
4	賃金・工賃向上に向けた事業所間の情報共有 やコロナ促進等													

支援方法や制度、一般就労移行事例等を整理しまとめる

事業所連絡会での課題共有や具体的取組について提案

事業所連絡会での意見を踏まえた取り組み(※事業所紹介シート等)

令和4年度専門部会等中間報告（令和4年10月15日現在）

部会等名	児童・療育支援部会
部会等の目的	中間評価
<p>障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。</p>	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、第1回の開催が12月となってしまったが、令和4年度は計画どおり実施している。</p>
令和4年度の協議課題等	進捗状況
<p>1 医療的ケア児に対するアンケート調査</p> <p>2 医療的ケア児等コーディネーターの配置</p> <p>3 障害児通所支援事業所の質の向上及び平準化</p>	<p>1 当初の計画よりもアンケート配布が遅延してしまった（計画：7月、実施：9月）。現在は、アンケートの回答を待っている段階である。11月中にはとりまとめを行い、必要に応じて追加調査等を行う予定である。</p> <p>なお、遅延した理由としては次のとおり。</p> <p>アンケートの対象者は、県の基準に基づく医療的ケア児とした。令和4年4月に、令和3年度と同様の基準で各機関に照会し、医療的ケア児を把握したが、令和4年7月に県からあった医療的ケア児の把握に関する照会において、その基準が令和3年度から拡充されていた。そのため、あらためて各機関に照会し、市内の医療的ケア児の数が確定したのが9月となったため。</p> <p>2 当初委託事業所に配置することを検討したが、他市の状況を確認している状況である。</p> <p>3</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の計画よりも遅延したが、9月28日に令和4年度第1回障害児通所支援事業所連絡会を開催した。46事業所の参加があった。今後も継続して開催することとし、令和5年1月ごろに</p>

<p>4 障害児通所支援ガイドブックの更新について</p>	<p>第2回の開催を検討している。</p> <p>(2) 新規指定等した際に、療育の在り方等の指定時に確認することが困難な部分について、児童発達支援センター等と事業所訪問し確認することとした。</p> <p>障害児通所支援事業所に依頼しているところである。</p>
-------------------------------	--

進行管理シート(児童・療育支援部会)

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	部会開催			○				○				○				
2	指定通所支援事業所連絡協議会						○						○			
3	医療的ケア児及びその家族等に対するアンケート			部会にて検討	○		8月〆切、必要に応じて追加調査									
4	医療的ケア児コーディネーターの配置の検討		委託事業所に配置 相談状況継続確認													
5	他部署における医療的ケア児支援法の対応状況	随時														
6	医療的ケア児の把握	○		○												
7	障害児通所支援ガイドブックの更新・見直し			○	事業所作成依頼 依頼文送付											
							公表									
							再照会									

令和4年度専門部会等中間報告（令和4年10月1日現在）

部会等名	当事者部会準備会
部会等の目的	中間評価
<p>当事者の声を聞くための仕組み及び手法等について検討する。</p>	<p>本年度第1回目を5月に開催して以降、毎月準備会を開催し、当事者部会設置に係る意見交換を行い、支援者に求める要件など、一定の当事者意見をまとめることができたほか、先進自治体視察を実施し、当事者の声を聞くための仕組み・手法としての部会設置について、具体的なイメージを掴むことができた。</p> <p>今後、これらの成果や当事者部会準備会の意見を基に、本年度内を目途に部会設置に係る素案を作成する。</p>
令和4年度の協議課題等	進捗状況
<p>○課題への対応・運営手法の検討 ○部会員の選定方法等の検討</p>	<p>1 当事者部会準備会の開催 第1回準備会を5月7日に開催。その後9月まで、毎月1回（計5回）継続して開催。 当事者自身の話を交えながら、主に支援者に求める要件や報酬などについて意見交換を行い、意見の取りまとめを行った。</p> <p>2 先進自治体視察の実施 平成20年度から10年以上にわたり、部会設置・運営に係るノウハウを有する、堺市（大阪府）障害当事者部会の取組みを参考とするため実施。 部会開催の様子を視察しながら、事務局担当職員へのヒアリングを行い、委員構成や当事者のみでの運営手法、事務局の運営方法など、多岐にわたる調査を実施し、部会設置・運営に係るノウハウを学んだ。</p> <p>○日 時：7月27日 ○派遣職員：障がい福祉課 寺島支援係長 基幹相談支援センター 浄土・鈴木</p>

進行管理シート(当事者部会準備会)

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	準備会開催		●	●	●	●	●	●			●			●
2	課題への対応、運営手法の検討		準備会内で検討		準備会内で検討	準備会内で検討	準備会内で検討	準備会内で検討			準備会内で検討			準備会内で検討
3	部会員の選定方法等の検討		準備会内で検討		準備会内で検討	準備会内で検討	準備会内で検討	準備会内で検討			準備会内で検討			準備会内で検討
4	部会設置に係る検討・協議										全体会で協議			全体会で報告
5														
6														
7														

令和4年度活動状況

部会等名	地域会議（北部）
<p>【目的】</p> <p>①障がいに関する啓発（障がい特性・制度理解の促進）</p> <p>②情報収集の場（地域で埋もれているケースの察知、早期発見、地域性の認知）</p> <p>③専門機関ではなくその地域で考える場</p> <p>④ネットワークの構築（顔の見える関係）</p> <p>⑤地域での相談できる場・居場所づくり</p>	
<p>【協議課題等】</p> <p>●民生・児童委員協議定例会への参加</p> <p>《目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援センターの広報活動や障がいに関する啓発活動を行う。 ・地域課題を把握し地域づくりにつなげる。 <p>《実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/7、8/4 赤井地域民協定例会に参加した。 <p>《結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8050 世帯が多数あることを把握し、第2 四半期は赤井地域を集中的に支援していくこととした。 <p>●小地域ケア会議への参加</p> <p>《目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握した地域課題を通し、障がい者が安心して生活できる地域づくりを行う。 <p>《実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9/1 第1 回赤井地域小地域ケア会議に参加。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉マップの説明 ② 民生児童委員の区割り ③ 要援護者・支援者・社会資源の状況確認 詳細情報は付箋に記入し共有 ④ 第1 回で把握した世帯の支援について共有 <p>《結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 月6 日（木）本日欠席の民生児童委員、未完成の地域について作成する ・次回は11 月10 日予定、地域マップをエリアごとに民生児童委員に渡す、マップの活用について協議する <p>●個別支援会議の開催</p> <p>《目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別課題を通し、地域社会資源（フォーマル・インフォーマル）の参加・活用を提案する。 	

《実施》

- ・ 8/21 A 様 個別支援会議
- ・ 8/30 N 様 個別支援会議に参加した。

《結果》

- ・ 本人を中心とした支援について、チームとして検討した。

● 第 1 回『サービス管理責任者交流会』の開催。

《目的》

- ・ サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者の資質向上を図る。
- ・ 地域で障がい者を支えるために、事業所種別を越えたつながりを作る。

《実施》

- ・ 8/31 17:00~18:30 ZOOM 実施。
- ・ 就労、放デイ、共同生活援助のサビ管・児発管が対象で、13 事業所が参加。
- ・ 1 部はゴールデンハープ本田隆光氏による講話(サービス管理責任者の基本姿勢と連携について)、2 部はグループワークにて事業所の交流、個別支援計画を作成する際に大切にしていること、今後活用できそうなことについて話す。

《結果》

- ・ グループワークでは、それぞれサービス形態が異なる中でサービス管理責任者の思いや考えを共有でき、改めて顔の見える関係、連携の重要性について再認識できた。
- ・ 現在アンケートを集約中。現在 6 事業所から返信あり。(9/8 時点)

<意見>

- ・ 他サービスでの取り組みや課題などを聞いて共感することや勉強になることがあった
- ・ 分野違いのサビ管と接点を持つて新鮮だった、また分野が違いと分からないことも多く、勉強不足を感じた
- ・ 各事業所が、本人の将来を見据えて計画を立てていることが分かった
- ・ オンラインによるトラブルが多く、発言のしにくさを感じる部分があった。
- ・ 対面会議の場の意見交換が良い 等
- ・ アンケート結果をふまえて、12 月の第 2 回の内容を検討する。

令和4年度の取り組みについて

部会等名	南部地域会議
<p>【目的】</p> <p>地域の中で、障がい児者が自立した生活を続けるためには、地域単位で障がい児者を支える仕組みが整い、地域の中で問題が起きて、それを地域で解決できるような「地域力」をつけることが求められる。障がい児者世帯などが、孤独感や不安感を感じることなく生活するために地域に暮らす様々な人々が抱える生活課題・ニーズ・社会資源の実態を把握し、地域や関係機関等で共有し、地域の課題についてともに考えることが必要である。</p> <p>地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出およびその解決策の検討を行うため地域会議を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 地域の中で、孤独感や不安感なく、生活できるよう、地域に暮らす様々な人々が交流できる場とする。(2) 地域生活で抱える生活課題やニーズ、地域の情報等を共有し、地域で起こっている「困った」について考える。(3) 生活課題・ニーズ・社会資源の実態の把握をする。(4) 支援が行き届いていない方や制度の狭間にいる方の把握をし必要な関わりを行う。(5) 地域の課題を捉え協議検討し、いわき市地域自立支援協議会運営会議へ提出することで具体的な方策を検討してもらい、障がい児者を地域で支えるための地域づくり、社会資源の整備等を進める。	
<p>【協議課題等】</p> <p>1、おしゃべり会の開催</p> <p>(内容) 前年度のおしゃべり会で把握できた地域課題などを基にテーマ別で開催する。</p> <p>(開催頻度) 年6回の開催予定。</p> <p>(実施状況) ・7/27 常磐地区で開催。「身体障がい、内部障がいを持つ方の就労に」をテーマに、当事者が集まり、職場の理解、障がいとの向き合い方、今後の働き方について意見交換実施。 ・今後の予定：10月 小名浜、11月 勿来、12月 常磐、3月 小名浜</p> <p>2、地域ネットワーク会議の開催</p> <p>(内容) 地域課題ごとに、福祉サービス事業所や関係機関等による会議を開く。地域課題としては、居住支援（グループホーム）や障がい児支援などを想定。</p> <p>(実施状況) ○勿来地区 ・6/29 勿来地区の障がい福祉サービス事業所ネットワーク会議を開催。顔の見える関係づくりや助け合える関係づくりを目的に、事業所で抱えている課題を出し合い解決するためのアイデア出しを行った。</p> <p>○小名浜地区 ・未就学児ケースが増えていることから、児童発達支援事業所の会議を企画。</p> <p>○常磐地区</p>	

- ・11月に開催予定。

3、個別支援会議の開催

(内容)

個別の課題に応じ関係機関や民生委員などの地域住民にも参加を要請し、各地域にて必要に応じ随時開催する。

(実施状況)

○6/13 常磐地区

- ・出席：両親、地区保健福祉センター、児童発達支援事業所、保育園、医療スタッフ（OT）、いわき障がい者相談支援センター
- ・内容：未就学児童、昨年内科的疾患により、身体的機能障がい、言語障がいなどが残る。児童発達支援事業の利用と保育園の利用が同時期で始まり今後の支援についての会議。

○6/21 小名浜地区

- ・出席：母、子育てサポートセンター、地区保健福祉センター、児童発達支援事業所2か所、いわき障がい者相談支援センター
- ・内容：保育所へ入れなかった発達の著しい遅れが指摘される知的障がいと自閉スペクトラム症の年中児。児の特性理解を共有し母子支援の役割確認。児は小集団の環境で発達の伸びが見られ、発達促進の視点からインクルージョンの機会が望まれるが、年度途中での加配枠保育所受け入れは不可で課題が残った。

○7/21 勿来地区

- ・出席：ケアマネージャー、精神科病院看護部長、精神科病院精神保健福祉士、勿来地域包括支援センター、地区保健福祉センター、いわき障がい者基幹相談支援センター、いわき障がい者相談支援センター
- ・内容：父、母、姉、兄、本人の5人家族。各々が障がいや疾患等で課題を抱えている世帯。本人が、母への介護や世帯の家事を担っており、疲弊し精神不調に。家族各々の支援体制を包括、障相、地区セン、医療機関で整えることで、本人の自立への理解を家族から得て支援していく方向に。

4、小地域ケア会議の開催

- ・10/13 泉地区小地域ケア会議開催予定 地域包括支援センターと共催。

I いわき市障がい者計画等の実施状況について

1 第5次いわき市障がい者計画（前期）の実施状況

『第5次いわき市障がい者計画』は、令和3年度から令和8年度までの6年間であり、令和3年度から令和5年度までの3年間の前期、令和6年度から令和8年度までの3年間の後期とし、国の「市町村障害者計画策定指針」及び第4次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、令和3年2月に「第5次いわき市障がい者計画（前期）」として策定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支えあいながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援者教育、就業などライフステージにおうじた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進しています。

『第5次いわき市障がい者計画（前期）』において位置づけた各事業の実施状況（令和3年度末時点）については、次の表のとおりとなっています。（詳細については別冊のとおり）

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野		達成度(※)					合計
			A	B	C	D	E	
I	啓発・広報	事業数	10	19	10	3	2	44
		割合(%)	22.8	43.1	22.8	6.8	4.5	100.0
II	生活支援	事業数	30	20	16	5	2	73
		割合(%)	41.1	27.4	22.0	6.8	2.7	100.0
III	保健・医療	事業数	20	10	8	2	0	40
		割合(%)	50.0	25.0	20.0	5.0	—	100.0
IV	生活環境	事業数	9	15	4	0	0	28
		割合(%)	32.1	53.6	14.3	—	—	100.0
V	教育・育成	事業数	14	9	8	0	1	32
		割合(%)	43.8	28.1	25.0	—	3.1	100.0
VI	雇用・就業	事業数	6	7	1	0	0	14
		割合(%)	42.8	50.0	7.2	—	—	100.0
合計			87	82	45	10	5	231

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

令和3年度は計画の1年目ではありますが、すべての施策分野で一定程度達成されました。しかしながら、雇用・就業及び生活環境分野以外の分野で、「D：あまり達成できていない」又は「E：達成できていない」の実施事業がありました。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止や事業縮小により、達成度が低くなったのが主な要因です。

新型コロナウイルス関連が原因で達成状況が低くなった事業の状況は6分野中4分野で、特に広報・啓発分野では、障がいを理解するための福祉教育の推進の達成状況が低くなりました。これは、講習会や市民講座の開催など対外的に行う事業が多数を占めており、新型コロナ感染拡大防止により事業を中止したことなどが要因です。また、それ以外の分野においても、同様の傾向で、イベントや研修会など、多数の参加者を募る事業について達成状況が低くなりました。

一方、生活環境分野と雇用・就業分野については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく、推進することが出来ました。

令和3年度は、障がい者施策を十分推進出来なかった分野がありましたが、「第5次いわき市障がい者計画」でも、「第4次いわき市障害者計画」から6つの施策分野を継承しており、PDCAサイクルにより、事業の実施状況の評価・点検を行い、障がい者施策の推進を引き続き行っていきます。

	事業数	評価の数					割合					
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	
1 広報・啓発	44	10	19	10	3	2	22.7%	43.2%	22.7%	6.8%	4.5%	
ア	「共に生きる社会」の理念普及	11	3	3	3	2	0	27.3%	27.3%	27.3%	18.2%	0.0%
イ	障がい特性に配慮した一層の理解促進	4	2	2	0	0	0	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ	情報アクセシビリティの向上	10	3	5	1	1	0	30.0%	50.0%	10.0%	10.0%	0.0%
エ	障がいを理解するための福祉教育の推進	6	1	1	3	0	1	16.7%	16.7%	50.0%	0.0%	16.7%
オ	障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実	2	0	2	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
カ	ボランティア活動の推進	6	1	3	2	0	0	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%
キ	権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進	5	0	3	1	0	1	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%
2 生活支援	73	30	20	16	5	2	41.1%	27.4%	21.9%	6.8%	2.7%	
ア	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	30	12	10	7	1	0	40.0%	33.3%	23.3%	3.3%	0.0%
イ	障がい者ケアマネジメント体制の確立	2	0	1	0	1	0	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
ウ	障がい福祉サービス等の充実	13	9	2	0	1	1	69.2%	15.4%	0.0%	7.7%	7.7%
エ	地域移行及び自立生活への支援の推進	8	3	2	1	2	0	37.5%	25.0%	12.5%	25.0%	0.0%
オ	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	6	3	0	2	0	1	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%
カ	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	6	2	1	3	0	0	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%
キ	地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備	6	0	3	3	0	0	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
ク	共生型サービス提供体制の整備	2	1	1	0	0	0	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3 保健・医療	39	19	10	8	2	0	48.7%	25.6%	20.5%	5.1%	0.0%	
ア	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	20	13	4	2	1	0	65.0%	20.0%	10.0%	5.0%	0.0%
イ	障がいの原因となる疾病等の予防	5	0	3	2	0	0	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
ウ	リハビリテーションと医療の充実	6	4	1	1	0	0	66.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%
エ	精神保健福祉の巢審	6	1	1	3	1	0	16.7%	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%
オ	障がい特性に応じた地域保健事業の充実	2	1	1	0	0	0	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4 生活環境	28	9	15	4	0	0	32.1%	53.6%	14.3%	0.0%	0.0%	
ア	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	10	6	3	1	0	0	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%	0.0%
イ	地域における暮らしの場の確保	5	1	2	2	0	0	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%
ウ	災害発生時における支援体制の確保	8	1	6	1	0	0	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%
エ	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	5	1	4	0	0	0	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5 教育・育成	32	14	9	8	0	1	43.8%	28.1%	25.0%	0.0%	3.1%	
ア	一貫した療育支援体制の充実	10	4	4	2	0	0	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%
イ	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	2	1	1	0	0	0	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	9	6	2	1	0	0	66.7%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%
エ	社会的及び職業的自立の促進	3	1	2	0	0	0	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
オ	生涯学習活動の充実	8	2	0	5	0	1	25.0%	0.0%	62.5%	0.0%	12.5%
6 雇用・就業	14	6	7	1	0	0	42.9%	50.0%	7.1%	0.0%	0.0%	
ア	就業支援及び生活支援施策の推進	3	1	2	0	0	0	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
イ	多様な就労の場の確保	5	2	2	1	0	0	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%
ウ	一般周知への移行促進及び職場定着の支援体制の充実	2	0	2	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
エ	福祉的就労の充実	3	2	1	0	0	0	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
オ	福祉的就労の充実	1	1	0	0	0	0	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

2 第6期いわき市障害福祉計画の成果目標に係る実績等

(1) 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒令和元年度末時点の施設入所者数（307人）の6%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数（307人）の1.6%以上を削減

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画				第6期計画				
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値	R3	R4	実績
施設入所者数	320人 (H28年度末)	313人	307人 (R1年度末)	—	307人 (R1年度末)	302人 (R5年度末)	313人 (R3年度末)	— (R4年度末)	— (R5年度末)
地域生活移行者数①	—	29人	1人 (R1年度末)	3.4% (R1年度末)	—	19人	2人	—	—
削減見込②	—	7人	6人 (R1年度末)	85.7% (R1年度末)	—	5人	+11人	—	—

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。

また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度を推進するほか、民間賃貸住宅所有者等の不安を払拭するための支援に努めます。

さらには、いわき市地域自立心協議会（地域移行関係）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

●令和3年度（第6期初年度）における実績及び今後の方策について

地域生活移行者数が2名と目標値を大きく下回った。
目標値達成に向け、地域移行支援部会にて、地域移行に対する理解・けいはいのため講演会等を実施した。
令和4年度も引き続き、地域移行に対する理解・啓発に取り組んでいく。

(2) 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築に向け、別途活動指針を設定し、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

国の基本指針※都道府県のみ設定	
①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	⇒令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

⇒令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上/65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

③精神病床における早期退院率

⇒精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とする。

※国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、上記の目標を設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	設置	設置	—	3回	1回	—	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	—	—	—	12人	11人	—	—
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	—	1回	1回	—	—

※第5期計画においては、設置の有無が目標となっていたため、開催回数及び参加者等の設定はなし。

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者も含めた、障がいのある方の地域移行を推進しているところです。引き続き、関係機関等と連携を強化し、協議の場において取り組みを進めていきます。

●令和3年度（第6期初年度）における実施及び今後の方針について

令和2年度までは、市自立支援協議会の下部組織である地域移行支援部会を協議の場として位置付けていたが、令和3年度からは、新たに設置した精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための検討会を協議の場として位置づけ、協議を行った。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

⇒1回

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数

⇒11名

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

⇒1回

令和3年度は新型コロナウイルスの影響や検討会設置のための準備会に時間がかかってしまい、開催回数及び参加者数が目標値に届かなかった。令和4年度以降も引き続き、協議の場を設置するための準備を行っていく。

(3) 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保や地域で安心・安全に生活できるよう緊急時における迅速な対応や将来に向けた積極的な働きかけを図る地域生活支援体制を強化します。また、その機能充実のため、年1回以上の運用状況の検証や検討について目標値を定めます。

国の基本指針	
①令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
整備箇所数	1箇所以上	1箇所	100%	1箇所	1箇所	—	—
検証・検討回数	—	—	—	1回以上/年	1回	—	—

●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の整備については、広域性及び利用者の利便性を考慮し、地域の事業者が分担して機能を担う「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として整備しました。

今後は、事業者等の関係機関の連携を図りながら強化に努めていくとともに、運用状況の検証や検討を行います。

●令和3年度（第6期初年度）における実施及び今後の方針について

第5期計画に引き続き、「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として、地域生活支援体制の整備を行った。

【整備内容】

- ・日中一時支援事業の委託可能事業所の整備（委託事業所数：31か所）
- ・日中活動系（生活介護）事業所における緊急宿泊事業の整備（委託事業所数：5か所）
※新規開始1か所
- ・地域生活支援のためのコーディネーター配置（1名）

今後も、事業所を訪問し、委託可能事業所の拡充、事業参入の依頼を継続し、さらなる機能の充実に努めます。

(4) 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行する者の人数及び就労定着支援事業利用者等について目標値を定めます。

国の基本指針

①福祉施設から一般就労への移行

⇒令和5年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、令和元年度実績（30人）の1.27倍以上へ

うち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.30倍以上

就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.26倍以上

就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業利用者の増加

⇒令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

③就労定着支援事業の就労定着率の増加

⇒就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
一般就労移行者	71人	30人 (R1年度末)	42.3% (R1年度末)	41人	31人	—	—
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者	—	24人 (R1年度末)	—	32人	27人	—	—
就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者	—	4人 (R1年度末)	—	6人	0人	—	—
就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者	—	2人 (R1年度末)	—	3人	4人	—	—

※第5期計画においては、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）を通じた一般就労移行者の目標設定なし。

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（就労定着支援事業利用者）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
就労定着支援事業利用者	—	—	—	29人	11人	—	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（就労定着支援事業の就労定着率）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
就労定着支援事業所	—	1箇所 (R1年度末)	—	3箇所	3箇所	—	—
就労定着率8割以上の事業所	—	1箇所 (R1年度末)	—	3箇所	1箇所	—	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●目標達成のための方策

公共職業安定所や障害者・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労毛族支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障害者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

●令和3年度（第6期初年度）における実施及び今後の方針について

一般就労移行者数及び就労定着支援事業利用者数において、目標値を実績値が下回りました。なお、就労定着支援事業所数においては、目標値どおりとなりましたが、内1箇所は令和3年度の実績がありませんでした。

一般就労移行者における目標値に向けた達成率は75.6%（就労移行支援事業84.3%、就労継続支援A型0%、就労継続支援B型133.3%）となっております。就労定着率については、事業者の確保を図りながら、目標値の達成を目指します。

(5) 成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制等について、目標値を定めます。

国の基本指針	
①令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する	

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	—	実施	実施	—	—
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	—	69回 (R1年度末)	—	104回 (R5年度末)	132回	—	—
地域の相談支援事業者の人材育成支援	—	12回 (R1年度末)	—	18回 (R5年度末)	18回	—	—
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	—	143回 (R1年度末)	—	72回 (R5年度末)	79回	—	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●目標達成のための方策

基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関のそれぞれの役割と連携方法を整理し、相談円体制の充実とさらなる周知を図ります。

●令和3年度（第6期初年度）における実施及び今後の方針について

令和3年度はすべての項目において目標値を達成しました。

今後も、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターと連携し、総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制の維持に努めます。

(6) 成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用者障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、障害福祉サービス等の質を向上させるための鳥国を実施する体制等について目標値を定めます。

国の基本指針							
①令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する							

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（活動指標）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加	—	0人 (R1年度末)	—	1人 (R5年度末)	2人	—	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	—	有 (R1年度末)	—	有 (R5年度末)	有	—	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	—	1回 (R1年度末)	—	1回 (R5年度末)	1回	—	—
指定障害福祉サービス事業や及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無	—	無 (R1年度末)	—	有 (R5年度末)	無	—	—
指導監査結果の共有回数	—	0回 (R1年度末)	—	1回 (R5年度末)	0回	—	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●目標達成のための方策

利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

そのため、県や市が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員や市内サービス提供事業所職員の参加を促すとともに、障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発に努めます。

●令和3年度（第6期初年度）における実施及び今後の方針について

障害福祉サービス等に係る研修会への市職員の参加については、障害者手帳カード化に関する研修会が県主催で開催されたため、2名参加しました。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制については、集団指導講習会を共有する体制として位置づけ、年1回の実施を継続しております。指定障害福祉サービス事業や及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制については、今後も体制構築に向けて検討を行っていきます。

3 第1期いわき市障害児福祉計画の成果目標に係る実績等

(1) 成果目標1 障害児支援の提供体制の整備等

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和5年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

また、発達障がい児及びその家族等に対する支援体制の確保に向けて、別途活動指標を設定します。

国の基本指針	
①児童発達支援センターの整備	⇒令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1カ所以上設置する
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	⇒令和5年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制構築する
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備	⇒令和5年度末までに各市町村に1カ所以上設置する
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	⇒令和5年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
児童発達支援センターの整備	3箇所	3箇所 (R1年度末)	100.0%	3箇所 (R5年度末)	3箇所	—	—

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
保育所等訪問支援事業所	3箇所	3箇所 (R1年度末)	100.0%	3箇所 (R5年度末)	4箇所	—	—

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績（重度心身障がい児を支援する事業所の確保）

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
児童発達支援事業所	2箇所	2箇所 (R1年度末)	100.0%	2箇所 (R5年度末)	2箇所	—	—
放課後等デイサービス事業所	2箇所	2箇所 (R1年度末)	100.0%	2箇所 (R5年度末)	2箇所	—	—

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績（医療的ケア児支援のための協議の場の設置）

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
関係機関の協議の場	設置	設置	—	設置	設置	—	—
コーディネーターの配置	3人	0人	—	3人	0人	—	—

●第2期計画目標値・実績（活動指標（発達障がい児等に対する支援））

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	—	—	10人	7人	—	—
ピアサポート活動への参加者数	—	—	—	10人	20人	—	—

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、保健、医療、福祉、教育その他各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援員等の配置に努めます。

発達障がいの早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施を推進します。また、障がい児等を持つ家族の不安解消を図り、適切な支援を行うため、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の充実に努めます。

●令和3年度（第6期初年度）における実施及び今後の方針について

①～③の整備箇所数については、すべての目標値が達成されました。

④の関係機関の協議の場については、地域自立支援協議会の「児童・療育支援部会」を協議の場として位置づけ、継続的に協議を行いました。コーディネーターの配置については、引き続き検討を行っていきます。

また、発達障がい児に対する支援においては、支援プログラム等の受講者数は目標値を下回りましたが、ピアサポート活動への参加者数は目標値を上回りました。

今後も、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

障害者差別解消法に係る対応について

1 令和3年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共有する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行された。

同法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

本市では、本法の制定を受け、本市職員対応要領を策定しており、対応要領において、本法に係る本市市内の対応事案について集約し、市地域自立支援協議会へ報告するとしていることから、今般、令和3年度の対応事案について報告するものである。

(2) 障がいを理由とする差別を解消するための措置

区分	内容
不当な差別的取扱いの禁止	障がい者に対しては、正当な理由なく、障がいを理由として、財やサービス等の各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害を禁止すること。
合理的配慮の提供	障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(3) 本市における障害者差別解消法の周知に係る取り組み

- ・新規採用職員向けに障害者差別解消法の研修を開催。
- ・事例集約時に本市対応要領を電子メールにて送付。

(4) 令和3年度の本市市内における障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

区分	内容
集約方法	令和3年度の本市市内における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する相談及び対応事例について、各部等（行政委員会を含む）に対し照会を行った。
集約結果	① 差別的取扱い：なし ② 合理的配慮の提供：4事例 ※ 詳細については29頁のとおり。

令和3年度障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

① 差別的取扱い

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	障がい者相談支援センターから寄せられた情報	市内不動産業者より、障がいを理由に、アパート物件への入居要件として「身内が近くに住んでいないと物件は貸せない」と言われた。	個人	不明	不明	精神障がい

② 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	コロナワクチン接種プロジェクトチーム	知的障がい児者に対し、コロナワクチン接種のための会場を別にもうけて対応した。	不特定多数	-	-	知的障がい
2	〃	視覚障がい者に対し、点字、拡大文字を活用したコロナワクチン接種案内を送付した。	不特定多数	-	-	身体障がい
3	保健福祉課	視覚障がい者に対し、点字、拡大文字を活用した住民税非課税世帯等臨時特別給付金案内の送付を行った。	不特定多数	-	-	身体障がい
4	平地区保健福祉センター	車椅子で来所した方に対し、移動しやすいように物をどかし、空間を確保した。	不特定多数	-	-	身体障がい
5	平地区保健福祉センター	母とともに来所した発達障がい児に対し、母が手続き等をしている間、職員が児の看護を行った。	不特定多数	-	-	発達障がい
6	広報広聴課	動画配信の際に、聴覚障がい者に配慮して手話通訳を配置した。	不特定多数	-	-	身体障がい
7	総務部 遠野支所	聴覚障がい者が窓口に来所した際に、筆談等や、手話通訳者を派遣してもらい対応した。	個人	女性	50代	身体障がい

盲導犬受入れ拒否事例について

1 概要

令和4年8月8日に開催された『第 41 回いわきおどり』において、主催者事務局※が、盲導犬の参加を拒むといった、不適切な対応事例が発生した。

※(一社)いわき観光まちづくりビューロー(以下「まちづくりビューロー」)

2 経緯

いわきおどりに参加申し込みをしていた盲導犬利用者および支援団体関係者が、開催当日に「盲導犬同伴での参加可否」について、いわきおどり実行委員会事務局であるまちづくりビューローへ問い合わせをしたところ、「盲導犬が光や音に反応し、不測の事態が起きる可能性もあるため、参加は控えて欲しい」との返答をされた。

同日中に、支援団体より、本件に係る報告があったため、障がい福祉課より、まちづくりビューローに対し指導を行ったが、結果として、盲導犬利用者及び支援団体は、いわきおどりへの参加を断念することとなった。

身体障害者補助犬について

身体障害者補助犬法(平成14年5月29日号外法律第49号)により、国等(地方公共団体含む)は、その管理する施設等において補助犬の同伴を拒んではならないとされている。

(※身体障害者補助犬法抜粋)

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。))その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 本件への対応

まちづくりビューロー事務局および市観光振興課職員が、盲導犬利用者および支援団体と面会の上、不適切な対応について謝罪し、今後は同様の事態が起きないように、再発防止に向けた取組みを行うことを説明した。

4 今後の対応

当該事例の発生は、職員の補助犬に対する理解・認識不足に起因するものと考えられることから、今後は、これまで実施してきた取組みに加え、職員や事業者、市民を対象とした周知・啓発の取組みを強化し、更なる理解促進に努める。

今後の取組み(予定)

- ・イベントや出前講座でのリーフレット、ステッカー、クイズブック等の配布
- ・市管理職、公共施設職員向け研修会の開催
- ・民間事業者向け研修会の開催
- ・障がい者週間(12/3～12/9)に合わせた啓発活動の実施
- ・SNS や職員ポータル等を活用した定期的な情報発信

～参考～

ほじょ犬啓発ポスター



ほじょ犬マーク



補助犬クイズブック



個別事例の報告について

※個人を特定できないよう、詳細な内容記載は控えております。

1. ケース概要

Aさん、30代男性、長身であり体格も良い。知的障がいに伴う自閉症スペクトラム症の診断。障がい特性として、ルーティン等の強いこだわりが認められ、予期せぬことや慣れない環境への対応に脆弱さがある。不安定時には大声を出す、壁を叩くといった行動もみられる。しかし、障がい特性に沿った対応下では、落ち着いて過ごすことができる。

家族構成は高齢の両親がおり、母は認知機能低下にて施設入所中。父は在宅生活継続中であるが、高齢のためAさんの世話をすることが困難である。

2. 経過

養護者(父)からの虐待ケースとして、地区保健福祉センター、障がい者相談支援センターが本ケースへの支援を開始した。両親との3人暮らしで、生計維持可能であったが、母の入院等、不測の事態が重なり、Aさんが在宅生活を継続することが困難となった。

Aさんの居住地確保のため、地区保健福祉センターや障がい者相談支援センター、計画相談支援事業所等において支援方針を検討し、施設等へ相談を行ったが、いずれも短期間での受入れとなり、当該受入れ期間中に安定した居住地が見つからなかった。また、利用可能期間を過ぎた後も、居住地の調整がつかず、複数の施設や緊急一時宿泊事業の活用など、居住先を転々とする事となった。

3. 施設について～受入れ可と返答した施設～

- ・入所施設:0事業所/6事業所
- ・グループホーム:2事業所/16事業所
- ・障がい者専用アパート:0か所/1か所

上記のほか、市外や県外にも相談し、受入れ困難との返答をされた事業所が数か所ある。

4. 施設について～受入れ困難と回答した理由～

- ・満床のため受入れ不可
- ・職員不足により受入れ不可
- ・障がい特性により対応困難
- ・大声を出す、壁を叩くといった行為がある人は対象外

5. 課題

- ① 入所施設等において、満床以外の理由（マンパワー不足や利用者の障がい特性への対応困難等）により、利用を断られることが多い。
- ② 地域生活支援部会にて、人材育成による職員確保や緊急時の空室確保といった、抜本的な課題解決に向けた取組みの実施を検討しているが、早期に実現するものではなく、現状では、利用可能な社会資源の有効活用が優先であるものの、その活用ができていない。

6. 今後について

現在、地域生活支援部会において当該課題を取り上げ、課題解決に向けた検討を進めているところであり、今後、なぜ既存のサービス利用の活用が困難であるのかなど、現状把握を目的とした調査の実施を予定している。

また、地域会議において本事例の個別案件に関しては、引き続き小地域ケア会議にて、地域移行についての検討を予定している。その際に、社会福祉法人や関係機関に参加を要請し、地域移行に向けた協力や意見交換を検討している。

いわき市地域自立支援協議会 障がい当事者部会の設置について【素案】

1 趣旨

本市の相談支援業務の在り方について、障がいを持つ当事者の声を聴くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障がい種別を越えての障がい当事者間の交流を深めることを目的に、障がい当事者部会を設置するもの。

2 設置時期

部会は、令和5年度より設置する。

3 組織

いわき市地域自立支援協議会（以下『市協議会』）の専門部会として設置する。

4 構成及び選任

部会は、障がい当事者*12名をもって構成する。ただし、障がい当事者委員を補佐及び支援する者を置くことができる。

なお、委員の選任は、再任となる者を除いて、原則公募によるものとし、市協議会会長が選任する。

※ 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方、発達障がいの診断を受けた方、国の定める難病の方

5 役員

部会には、次の役員を置くものとし、各役員は委員の互選で選出する。

- ・ 部会長 1名
- ・ 副部会長 2名

6 任期

委員の任期は、3年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 報償金

部会への参加毎に、2,000円の謝金を支給する。報奨金には、交通費や通信費等の実費弁償を含むものとする。

8 会議

会議は、部会長が招集するものとし、議長は、委員の互選により選出する。

9 事務局

部会の事務局は、いわき市保健福祉部障がい福祉課に置く。

令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系(案)

